

## 平成18年度予算編成方針

本市の財政構造は、本年3月の新市移行により、旧1市2町の財政構造が一つとなって形成されました。

長年にわたり競艇事業収入に依存してきた旧丸亀市の財政構造、そして一方、地方交付税に支えられてきた旧綾歌町・飯山町の財政構造を単に統合するだけでは、安定した財政基盤を確立することはできません。

このため今回の合併に際しては、財政構造の再構築すなわち新市の持続可能な財政基盤の確立を最重要課題と位置づけ、競艇事業収入や地方交付税の増収などに頼ることのない財政構造への転換をめざし、新市建設計画や財政計画を策定し、その具現化として平成17年度予算を編成しました。

しかしながら、合併を契機とした新しい財政構造改革が始まった矢先、本市財政は未曾有の歳入環境の悪化により多額の財源不足が発生しました。

競艇事業収入は見込めない、そして市税及び地方交付税は合併年度の平成16年度から本年度にかけ大きく減収し、影響額はこの3つの主要一般財源の総額で、金額で30億円、率にして13.5%の大幅な減少となりました。

このため本市は、本年8月1日に丸亀市中期財政計画を作成し、このままでは財政破綻は避けられないことを内外に示したうえで、平成18年度から平成20年度までの3か年を集中財政再建期間と位置づけ、行財政改革の断行とスピードアップに全庁体制で取り組むことを決定したところであります。

ここに私は、この財政危機を合併後に新市に課せられた最初で最大の試練と受け止め、このピンチを未来の丸亀の基礎づくりの絶好のチャンスと捉え、乗り越えていくことを宣言いたします。

また同時に、削減だけの改革ではなく、限られた財源の効果的かつ重点的な配分に努め、市民や企業活動などを活発化することで、まちを元気することに全力を傾注する所存であります。

平成18年度予算編成作業は、まさにその成否が問われる場であります。この場に立ち止まって静観する余裕は本市にはありません。全職員が私の宣言を達成するため、本予算編成を通じ改革改善そして市民サービスの向上に向け前進することを、ここに強く求めます。

丸亀市長 新井 哲二

## 基本方針

- 1 平成18年度予算編成については、平成20年度までの3か年の集中財政再建期間の初年度として、歳入に見合う財政構造への転換に向け、行財政改革との連動のもと、財源不足の段階的減額に取り組むこととする。

財源不足の段階的減額の考え方としては、丸亀市中期財政計画で示した普通会計ベースの平成18年度財源不足額の25億7千万円を今後3か年で解消していくことを基本に、初年度となる平成18年度予算編成では、その2分の1相当額12億8千万円を減額目標とする。

- 2 人件費、扶助費、公債費の義務的経費については、現行制度や行財政改革推進プランなどに基づき積算することとするが、財源不足の段階的減額を具現化するため、その他経費の調整状況を踏まえながら、今後の編成作業のなかで人件費や扶助費（市単独制度分）の時限的な減額措置を検討することとする。

- 3 経常経費（議員報酬、特別職・一般職給、賃金、中讃広域負担金、扶助費、貸付金などを除く）については、平成17年度当初予算額の所要一般財源の80%相当額を各部、かい（以下「各部門」という。）に枠配分するので、その枠内で各部門が自主的、主体的に合併効果による内部事務経費の再見直しやスクラップアンドビルド方式の徹底による経費の削減、さらには類似事務（イベント等を含む）の廃止統合などに取り組むこととする。

また、事務費など庁費については枠配分に関わらず、全庁的に平成17年度当初予算額の60%以内に抑制するとともに、補助金（福祉振興委託料を含む）については、関係団体に本市と同様の経費削減を求め、減額に取り組むこととする。

なお、議員報酬は議会事務局で別途加算するとともに、特別職給、中讃広域負担金については、財政課より各部門に対し別途計上額を指示する。

- 4 人件費については、全庁的な人員削減の実行のなか、事務量に応じた組織体制を確保していくため、各部門が自主的かつ主体的に人員配置の現状を精査し、予算編成における事務事業の見直し作業と連動した効果的かつ効率的な人的配置案を見出し、これを予算に反映していく新しい積算システムの導入が求められている。

このため今回、人件費のうち一般職給及び賃金（一部の報酬を含む）を、包括予算編成の対象経費とし、一般職職員数及び臨時職員数などを枠配分するので、各部門は効果的かつ効率的な人的配置を検討し調整することとする。

また、今回の一般職給及び賃金の包括予算編成の導入に合わせ、各部門に担当レベ

ルの組織編成権を委譲するので、各部門は、市民サービスの向上や事務の効率化などの観点より担当の再編に取り組まれない。

なお、平成18年度については、別途指定する部を対象に行うとともに、本取組み結果を受け職員課、企画課、財政課の3課で全体調整を実施したうえ、各部門の予算科目ごとの一般職給及び賃金の予算額を指示することとする。

- 5 扶助費、貸付金などについては、枠配分対象外経費とし、各部門で所要額を積算し、財政課と協議のうえ枠配分の経常経費に加算することとする。

なお、扶助費のうち予算措置による単独事業については、廃止を前提に見直しを図ること。

- 6 投資・政策的経費については、「継続事業」及び「合併関連事業」を優先事業と位置づけ予算の重点的かつ効果的な配分に努めることとする。

したがって、その他の事業については、財源確保が極めて困難な状況を踏まえ、既存公共施設の安全確保と整備改善を第一に、道路や学校などの市民サービス根幹施設の改修や補修に限定する。

- 7 歳入については、全ての項目について適正かつ的確に収入見込額を算定することとする。

- 8 特別会計については、一般会計に準じ、経常経費の20%削減（事務費など庁費は40%削減）に自主的に取り組むこととし、その他経費については、独立採算の原則を認識したうえ、今後は一般会計による赤字補填は一層困難になることを十分考慮したうえで、引き続き厳しい姿勢で事務事業の効率化や業務運営の健全化に取り組むこととする。

以上